

千葉県基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱  
(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第30条第1項第2号に規定する基準該当障害福祉サービスの事業を行う者（以下「基準該当障害福祉サービス事業者」という。）の登録等について、千葉県障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則（平成18年千葉県規則第29号。以下「規則」という。）第17条第5項の規定により必要な事項を定めるものとする。

(登録に関する一般原則)

第2条 本市の介護給付費及び訓練等給付費（以下「介護給付費等」という。）を支給する旨の決定を受けた障害者及び障害児（以下「支給決定障害者等」という。）に対し、基準該当障害福祉サービスを提供しようとする者は、あらかじめこの要綱に基づく市長の登録を受けなければならない。

2 前項の登録は、基準該当障害福祉サービス事業者の申請により、基準該当障害福祉サービスの種類及び基準該当障害福祉サービスの事業を行う事業所（以下「基準該当障害福祉サービス事業所」という。）ごとに行う。

3 第1項の登録を申請する者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなくてはならない。ただし、登録を申請する基準該当障害福祉サービス事業所の所在地が市内である場合に限る。

(1) 法人 当該法人の役員又はその基準該当障害福祉サービス事業所を管理する者（以下「管理者」という。）その他障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「政令」という。）第23条で定める使用人（以下「役員等」という。）のうちに暴力団員（暴力団員等による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次号において同じ。）に該当する者がいないこと。

(2) (1) 以外の者 管理者その他政令第23条で定める使用人のうちに暴力団員に該当する者がいないこと。

4 市長が登録する基準該当障害福祉サービス事業所は、次の各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たさなくてはならない。

(1) 市内 千葉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年千葉県条例第68号）に規定

する基準該当障害福祉サービスに関する基準

- (2) 市外 法第30条第1項第2号イの規定により都道府県、指定都市又は中核市の条例（所在地に適用されるものに限る。）で定める基準該当障害福祉サービスに関する基準
- 5 市長は、第2項の申請があった場合において、次の各号のいずれかに該当するときは第1項の登録をしないことができる。
- (1) 申請者が法第36条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定を受けることができると認められるとき。
  - (2) 申請者が第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たしていないとき。
  - (3) 当該申請に係る基準該当障害福祉サービス事業所の従業員の知識及び技能並びに人員が、前項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準のうち、人員に関する基準を満たしていないとき。
  - (4) 申請者が、前項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準のうち、設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業を継続して運営することができないと認められるとき。
  - (5) 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (6) 申請者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第22条第1項で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (7) 申請者が、労働に関する法律の規定であつて政令第22条の2で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
  - (8) 申請者が、第9条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員等であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含み、当該登録を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があつた日前60日以内に当該者の管理者であつた者で当該取消の日から起算して5年を経過しないものを含む。）であるとき。
  - (9) 申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号に

において同じ。)の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成18年厚生労働省令第19号。以下「省令」という。)第34条の20の3第1項で定めるもの(以下この号において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第34条の20の3第2項で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として省令第34条の20の3第3項で定めるものうち、当該申請者と省令第34条の20の3第4項で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、第9条の規定により登録を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過していないとき。

- (10) 申請者が、第9条の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に第7条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (11) 申請者が、第8条の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第9条の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として省令第34条の20の4で定めるところにより市長が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第7条の規定による事業の廃止の届出をした者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (12) 第10号に規定する期間内に第7条の規定による事業の廃止の届出があった場合において、申請者が、同号の通知の日前60日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員等又は当該届出に係る法人でない者(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の管理者であった者で、当該届出の日から起算して5年を経過しないものであるとき。
- (13) 申請者が、登録の申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又

は著しく不当な行為をした者であるとき。

- (14) 申請者が、法人で、その役員等のうちに第5号から第8号まで又は第10号から前号までのいずれかに該当する者のあるものであるとき。
- (15) 申請者が、法人でない者で、その管理者が第5号から第8号まで又は第10号から第13号までのいずれかに該当する者であるとき。
- (16) その他市長が必要と認めるとき。

(登録の申請等)

第3条 基準該当障害福祉サービス事業者の登録を受けようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した基準該当障害福祉サービス事業者登録(更新)申請書(様式第1号)を、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業所(居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の事業において当該事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときは、当該事務所を含む。)の名称及び所在地
- (2) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
- (3) 当該申請に係る事業の開始の予定年月日
- (4) その他登録に関し必要と認める事項

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

- (1) 事業所の平面図
- (2) 事業所の設備の概要(生活介護、短期入所、自立訓練又は就労継続支援B型の事業に限る)
- (3) 事業所の建物の構造概要(短期入所の事業に限る)
- (4) 事業所の管理者及びサービス提供責任者又はサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴
- (5) 運営規程
- (6) 利用者又はその家族からの苦情を解決するために講ずる措置の概要
- (7) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態
- (8) 当該申請に係る事業に係る資産の状況
- (9) その他登録に関し必要と認める事項

3 市長は、第1項の申請があつた場合において、基準該当障害福祉サービス事業者の登録をしたときは、基準該当障害福祉サービス事業者登録(更新)通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、第1項の申請があつた場合において、基準該当障害福祉サー

ビス事業者の登録をしなかったときは、基準該当障害福祉サービス事業不登録（更新）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

- 5 第3項の規定により登録を受けた基準該当障害福祉サービス事業者は、その旨を当該登録に係る事業所の見やすい場所に標示するものとする。

（特例介護給付費等の代理受領）

第4条 基準該当障害福祉サービス事業者が、規則第17条第4項の規定により、支給決定障害者等に代わり特例介護給付費及び特例訓練等給付費（以下「特例介護給付費等」という。）の支払を受けるためには、あらかじめ市長と千葉市基準該当障害福祉サービス事業者との特例介護給付費等の代理受領に関する覚書（様式第4号）を取り交わさなくてはならない。

- 2 前項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。
- 3 第1項の規定による支払があったときは、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る特例介護給付費等の額を通知しなければならない。

（特例介護給付費等の請求等）

第5条 基準該当障害福祉サービス事業者は、介護給付費等の請求に関する省令（平成18年厚生労働省令第170号）の例により、特例介護給付費等の請求を行うものとする。

- 2 市長は、前項の請求があったときは、第2条第4項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準に照らして審査の上、支払うものとする。
- 3 基準該当障害福祉サービス事業者が提供した基準該当障害福祉サービスについて、規則第17条第4項の規定により、当該基準該当障害福祉サービスを受けた支給決定障害者等に代わり特例介護給付費等の支払を受ける場合において、基準該当障害福祉サービス事業者は当該支給決定障害者等から利用者負担額（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）第2条第12号に規定する利用者負担額をいう。）の支払を受けるものとする。

（登録の更新）

第6条 第3条第3項の基準該当障害福祉サービス事業者の登録は、6年

ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によって、それらの効力を失う。

- 2 前項の更新の申請があった場合において、同項の期間（以下この条において「登録の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の登録は、登録の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。
- 3 前項の場合において、登録の更新がされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。
- 4 第2条第2項から第5項まで並びに第3条の規定は、登録の更新について準用する。この場合において、第2条第2項中「前項」とあるのは「第6条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「第6条第1項」と、同条第5項中「第2項」とあるのは「第6条第1項」と、「第1項」とあるのは「第6条第1項」と、第3条第1項第3号中「予定年月日」とあるのは「年月日」と、同条第2項「添付しなければならない。」とあるのは「添付しなければならない。ただし、これらの事項について、既に市長に提出した又は届け出た内容と変更がないときは、当該書類の添付を省略することができる。」と読み替えて準用するものとする。

（変更の届出等）

第7条 基準該当障害福祉サービス事業者は、第3条第1項第1号及び第2号、同条第2項第1号から第5号まで並びに第9号に掲げる事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を変更届出書（様式第5号）により市長に届け出なければならない。

2 基準該当障害福祉サービス事業者は、休止した当該基準該当障害福祉サービスの事業を再開したときは、10日以内に、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

3 基準該当障害福祉サービス事業者は、当該基準該当障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の1月前までに、その旨を廃止・休止・再開届出書（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

（報告等）

第8条 市長は、必要があると認めるときは、基準該当障害福祉サービス事業者若しくは基準該当障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該登録に係る基準該当障害福祉サービス事業所の従業者であった者（以下この項において「基準該当障害福祉サービス事業者であった者等」という。）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、基準該当障害福祉サービス事業者若しくは当該登録に係る

基準該当障害福祉サービス事業所の従業者若しくは基準該当障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該基準該当障害福祉サービス事業者の当該登録に係る基準該当障害福祉サービス事業所、事務所その他当該基準該当障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定による質問又は検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。  
(登録の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該基準該当障害福祉サービス事業者に係る第3条第3項の登録を取り消し、又は期間を定めてその登録の全部若しくは一部の効力を停止する（以下「登録の取消し等」という。）ことができる。

- (1) 基準該当障害福祉サービス事業者が、第2条第5項第5号、第6号、第7号、第14号又は第15号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 基準該当障害福祉サービス事業者が、法第42条第3項中「指定事業者等」を「基準該当障害福祉サービス事業者」に読み替えて準用する規定に違反したと認められるとき。
- (3) 基準該当障害福祉サービス事業者が、第2条第3項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすことができなくなったとき。
- (4) 基準該当障害福祉サービス事業者が、当該登録に係る基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について、第2条第4項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準該当障害福祉サービス事業者が満たすべき基準を満たすことができなくなったとき。
- (5) 基準該当障害福祉サービス事業者が、第2条第4項各号に掲げる所在地の区分に応じ、当該各号に定める基準該当障害福祉サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な基準該当障害福祉サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。
- (6) 特例介護給付費等の請求に関し不正があったとき。
- (7) 基準該当障害福祉サービス事業者が、第8条第1項の規定により報告又は帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は虚偽の報告をしたとき。

- (8) 基準該当障害福祉サービス事業者又は当該登録に係る基準該当障害福祉サービス事業所の従業者が、第8条第1項の規定により出頭を求められてこれに応ぜず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該登録に係る基準該当障害福祉サービス事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該基準該当障害福祉サービス事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。
- (9) 基準該当障害福祉サービス事業者が、不正の手段により第3条第3項の登録を受けたとき。
- (10) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当障害福祉サービス事業者が、法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令第26条で定めるもの又はこれらの法律に基づく命令若しくは処分に違反したとき。
- (11) 前各号に掲げる場合のほか、基準該当障害福祉サービス事業者が、基準該当障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をしたとき。
- (12) 基準該当障害福祉サービス事業者が法人である場合において、その役員等のうちに登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者があるとき。
- (13) 基準該当障害福祉サービス事業者が法人でない場合において、その管理者が登録の取消し又は登録の全部若しくは一部の効力の停止をしようとするとき前5年以内に指定障害福祉サービス又は基準該当障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。

2 市長は、前項の規定により、基準該当障害福祉サービス事業者に係る第3条第3項の登録の取消し等を行ったときは、基準該当障害福祉サービス事業者登録取消（効力停止）通知書（様式第7号）により、当該事業者に通知するものとする。

（関係機関への情報提供）

第10条 市長は、第3条第3項に規定する登録、第6条第1項に規定する登録の更新、第7条に規定する届出の受理及び第9条に規定する登録の取消し等（以下この条において「登録等」という。）をしたときは、関係機関に対して、当該登録等に係る基準該当障害福祉サービス事業者



に関する情報のうち次に掲げる事項を提供するものとする。

- (1) 申請者の名称並びに代表者の氏名及び住所
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 登録等の年月日
- (4) 事業開始年月日
- (5) 運営規程
- (6) 事業所番号
- (7) その他市長が必要と認める事項

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 千葉市基準該当居宅支援事業者の登録等に関する要綱は、平成18年3月31日をもって廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日の前に、改正前の要綱の規定により、市長が行った決定又はこれらの者に対して行われた申請若しくは届出で、この要綱施行の際現に効力を有するものは、この要綱の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

# 様式第1号

(表)

(様式第1号)

受付番号	
------	--

## 基準該当障害福祉サービス事業者登録(更新)申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 所在地  
名称  
代表者

㊞

千葉市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱に規定する基準該当障害福祉サービス事業所に係る登録(更新)を受けたいので、下記のとおり、関係書類を添えて申請します。

申請者 (設置者)	フリガナ					
	名称					
	主たる事務所の所在地		(郵便番号 — )			
	法人である場合その種別		法人所轄庁			
	連絡先	電話番号	FAX番号			
		電子メールアドレス	@		担当者氏名	
	代表者の職名、氏名 及び生年月日	職名	フリガナ			
		生年月日	氏名			
代表者の住所		(郵便番号 — )				
登録 (更新) を 受 け よ う の 種 類	フリガナ					
	名称					
	事業所の所在地		(郵便番号 — )			
	同一所在地において 行う事業等の種類	実施 事業	登録(更新)申請をする事業等の 開始(予定)年月日	様 式	実施 事業	既に登録を受けている事業等 の登録年月日
	サ イ キ ビ ス 社 当					
現に受けている登録の 有効期間満了日						
事業所番号	同一の法律又は他の法律で既に登録・指定を受けている場合					

(備考)

- 「受付番号」欄には記載しないでください。
- 「法人である場合その種別」欄には、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」「株式会社」等の別を記載してください。
- 「法人所轄庁」欄には、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
- 「同一所在地において行う事業等の種類」欄には、今回申請をするもの及び既に登録を受けているものについて事業の種類を記載し、該当する欄には「○」を記載してください。
- 「現に受けている登録の有効期間満了日」欄は、登録の更新を受ける場合のみ記載してください。
- 「事業所番号」欄には、申請を行う千葉市その他都道府県等において既に事業所としての登録・指定を受け、番号が付番されている場合に、その事業所番号を記載してください。複数の番号を有する場合には、適宜様式を補正して、その全てを記載してください。
- 裏面に記載する書類を添付してください。

(裏)

※ 添付する書類

登録の更新を申請する場合、既に提出した又は届け出た内容と変更がないときは、(12)以外の書類の提出を省略することができます。

- (1) 障害福祉サービスの種類ごとに市長が別に定める書類
- (2) 次の障害福祉サービスの種類ごとに次に掲げる書類
  - ア 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護 事業所の平面図
  - イ 生活介護・自立訓練・就労継続支援B型 事業所の平面図及び設備の概要
  - ウ 短期入所 事業所の建物の構造概要及び平面図並びに設備の概要
- (3) 事業所の管理者の経歴書
- (4) サービス提供責任者の経歴書(居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の場合に限る)
- (5) サービス管理責任者の経歴書(基準上において配置が求められている場合に限る)
- (6) 従業者の資格証の写し(基準上において資格を求められている職種に限る)
- (7) 運営規程
- (8) 利用者又はその家族から苦情を解決するために講ずる措置の概要を記載した書類
- (9) 当該申請に係る事業に係る従業者の勤務体制及び勤務形態を記載した書類
- (10) 当該申請に係る事業に係る資産の状況を記載した書類(貸借対照表、財産目録等)
- (11) 主たる対象者を特定する理由書(主たる対象者を特定する場合に限る)
- (12) 千葉県基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱第2条第5項各号の規定に該当しない旨の誓約書

様式第2号  
(様式第2号)

基準該当障害福祉サービス事業者登録（更新）通知書

所在地  
名称  
代表者職氏名

年 月 日付けの登録（更新）申請について、千葉市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱 の規定に基づき下記のとおり登録（更新）したので通知します。

年 月 日

千葉市長



記

- 1 申請者名
- 2 事業所名
- 3 所在地
- 4 代表者名
- 5 登録（更新）年月日
- 6 登録（更新）有効期限
- 7 サービス（事業）の種類  
主たる対象者
- 8 事業所番号

様式第3号

(様式第3号)

年 月 日

様

千葉市長



基準該当障害福祉サービス事業者不登録（更新）通知書

年 月 日付けで申請のあった登録（更新）については、下記の理由により登録（更新）をしないこととしたので通知します。

記

1 申請内容

2 理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

## 様式第4号

(様式第4号)

千葉市基準該当障害福祉サービス事業者との特例介護給付費等の代理受領に関する覚書

千葉市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）との間に、千葉市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、特例介護給付費・特例訓練等給付費（この覚書において「特例介護給付費等」という。）の代理受領について、次のとおり覚書を締結する。

（特例介護給付費等の代理受領）

- 第1条 乙は、支給決定障害者及び保護者（以下「支給決定障害者等」という。）が、乙から基準該当障害福祉サービスを受けたときは、当該支給決定障害者等からの委任に基づき、当該支給決定障害者等が支払うべき当該基準該当障害福祉サービスに要した費用について、特例介護給付費等として当該支給決定障害者等に対し支給されるべき額の限度において、当該支給決定障害者等に代わり甲に請求及び受領（この覚書において「代理受領」という。）を行うことができる。
- 2 前項の規定による代理受領があったときは、支給決定障害者等に対し特例介護給付費等の支給があったものとみなす。
- 3 乙は、第1項の請求を行うときは、特例介護給付費等に係る請求書に当該代理受領に係る委任状の写しを添付して行うものとする。
- 4 前3項に規定するもののほか、特例介護給付費等の代理受領に関する事項については、要綱の規定によるものとする。

（適用日）

第2条 この覚書は、年 月 日から適用する。

（その他）

第3条 この覚書に疑義が生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲、乙協議のうえ決定するものとする。

上記覚書の内容を証明するため、本覚書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

年 月 日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号  
千葉市  
千葉市長

乙

# 様式第5号

(様式第5号)

## 変更届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業 者 住 所  
 (所在地)  
 氏 名 ⑩  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号  
 連絡 先 FAX番号  
 電子メールアドレス ⑪  
 担当者氏名

次のとおり登録を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

登録内容を変更した事業所		事業所番号													
名 称															
所 在 地															
サービス(事業)の種類															
変更があった事項												変更の内容			
1	事業所の名称	(変更前)													
2	事業所の所在地														
3	申請者の名称														
4	主たる事務所の所在地														
5	代表者の氏名、生年月日、住所及び職名														
6	定款・寄附行為等及びその登記簿の謄本又は条例等(当該登録に係る事業に関するものに限る。)														
7	事業所の平面図及び設備の概要														
8	事業所の建物の構造概要														
9	事業所の管理者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
10	事業所のサービス提供責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
11	事業所のサービス管理責任者の氏名、生年月日、住所及び経歴														
12	主たる対象者														
13	運営規程	(変更後)													
14	特例介護給付費等の請求に関する事項														
15	役員(代表者)の氏名、生年月日及び住所														
16	事業所の種別(併設型・空床型の別)														
17	併設型における利用定員数又は空床型における当該施設の入所者の定員														
18	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容														
19	障害者支援施設等との連携体制及び支援の体制の概要														
20	公共職業安定所等の連携機関の名称														
21	併設する施設がある場合の当該併設施設の概要														
22	同一敷地内にある入所施設及び病院の概要														
変更年月日												年 月 日			

- 備考1 該当項目番号に○を付してください。  
 2 変更内容がわかる書類を添付してください。  
 3 変更の日から10日以内に届け出てください。

# 様式第6号

(様式第6号)

## 廃止・休止・再開届出書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

事業 者 住所  
 (所在地)  
 氏 名 ㊤  
 (名称及び代表者氏名)  
 電話番号  
 連絡 先 FAX番号  
 電子メールアドレス @  
 担当者氏名

次のとおり事業を(廃止します・休止します・再開しました)ので届け出ます。

事業所番号	
廃止(休止・再開)の事業所	名 称
	所 在 地
廃止・休止・再開の年月日	年 月 日
廃止・休止の理由	
現に基準該当障害福祉サービスを受けていた者 に対する措置(廃止・休止の場合のみ)	
休止予定期間	年 月 日～ 年 月 日

- (注) 1 廃止又は休止の場合は、廃止又は休止しようとする事業を廃止又は休止しようとする日の1月前までに届け出てください。  
 2 再開の場合は、休止した事業を再開したときから10日以内に届け出てください。  
 3 事業の再開に係る届出にあつては、当該事業に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態が休止前と異なる場合には、勤務体制・形態一覧表を添付してください。



様式第7号

(様式第7号)

年 月 日

様

千葉市長



基準該当障害福祉サービス事業者登録取消（効力停止）通知書

千葉市基準該当障害福祉サービス事業者の登録等に関する要綱 の規定に基づき下記のとおり（登録を取り消した）（登録の全部（一部）の効力を停止した）ので通知します。

記

事業所名	
所在地	
取消年月日 (効力の停止期間)	
サービス(事業)の種類 (停止するサービス(事業)の種類)	
事業所番号	
理由	

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。